



小規模企業対策の動向

平成27年2月9日
中小企業庁
小規模企業振興課

1 . 小規模企業振興基本法の成立及び 小規模事業者支援法の改正について

小規模企業振興基本法の概要

人口減少・高齢化、競争の激化、地域経済の低迷等の我が国経済社会の構造変化の中で、小規模事業者、国、地方公共団体、支援機関等様々な関係者の行動を促していくための仕組みとして、今般小規模企業振興基本法が成立した。今後は本基本法に基づく「小規模企業振興基本計画」を早急に策定し、施策の具体化を図っていく。

「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を積極的に評価することを基本原則として位置づける（第3条）

中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置づける。

中長期的な施策に関するPDCAサイクルを整える（第13条）

政策の継続性・一貫性を担保するための基本計画（5年間）を政府が策定。

【基本計画に記載する内容】

1. 基本的な方針：日本再興戦略等も踏まえて目指すべき目標・方向性
2. 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策：それぞれの方針に従って具体的に講ずる重点施策
3. 施策の推進に必要な事項：東日本大震災からの復興、取引の適正化、従業員5人以下の小企業者に対する配慮等

今後の小規模企業振興の基本的な施策の柱を定める（第14条～第21条）

1. 顧客との関係：信頼関係を活かし多様な需要を掘り起こす（第14条、第15条）

・消費の成熟化・国際的な価格競争の中で、顔の見える関係を活かしたニッチな需要の開拓を推進する。

2. 事業者自身のあり方：多様な「個」の能力を活かす（第16条、第17条）

・労働力人口の減少の中で、多様な個人の力を活かすよう人材の確保・育成を進める。

3. 地域との関係：連携を強化し地域を活性化（第18条、第19条）

・人口減少、地域の活力の減退の中で、地域活性化に資する事業を推進する。

4. 総力をあげた支援体制を構築（第20条、第21条）

・334万の小規模事業者に施策を届けるため、国の関係省庁、地方公共団体、支援機関等の適切な役割分担・連携を定める。
・施策の活用を促進するため、手続きを簡素化・合理化する。

小規模企業振興基本法成立後の検討状況

平成26年6月20日 小規模企業振興基本法 成立
6月27日 同法 公布、施行

平成26年7月25日 第8回小規模企業基本政策小委員会 開催
・小規模企業振興基本計画(原案)の審議



平成26年7月30日～8月28日
小規模企業振興基本計画(原案)に対するパブリックコメント実施
(意見総数 139件)

平成26年8月12日～8月26日
小規模企業振興基本計画に関する地域の意見交換会開催
(全国計9ブロック:8/12沖縄、8/21北海道、東北、
8/22中部、8/26関東、近畿、中国、四国、九州)

平成26年9月1日 第9回小規模企業基本政策小委員会 開催
・小規模企業振興基本計画(案)の取りまとめ

平成26年9月12日 第21回中小企業政策審議会総会 開催



平成26年9月17日
中小政策審議会 答申 → 経済産業大臣

平成26年10月3日 小規模企業振興基本計画
閣議決定・国会報告・公表

小規模企業振興基本計画の概要

小規模企業振興基本法(抄)

第十三条 政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 二 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

はじめに

基本計画を実効あるものとして総合的に展開していくため、以下の措置を講じる。

- ・関係省庁、地方公共団体、支援機関等がそれぞれ4つの目標の達成状況を把握する。
- ・毎年度、講じた施策・講じようとする施策等について、年次報告(小規模企業白書)により、広く公表する。
- ・施策の効果を検証し、見直しを図るPDCAサイクルを構築し、5年間の計画期間において、毎年度実践していく。

現状認識と基本的考え方

- ・人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展
このような変化の中、事業を継続するためにも相当な努力が必要

「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を原則とした政策体系の必要性

4つの目標

1. 需要を見据えた経営の促進 : 顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし
2. 新陳代謝の促進 : 多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
3. 地域経済に資する事業活動の推進 : 地域のブランド化・にぎわいの創出
4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備 : 事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応

10の重点施策

1. 需要を見据えた経営の促進

(1) ビジネスプラン等に基づく経営の促進

- ・明確なビジョンに基づいたビジネスプラン等に基づく経営を促進。

(2) 需要開拓に向けた支援

- ・商談会・展示会・即売会開催、アンテナショップ等拠点の整備やネット販売などITの活用を促進し、国内外の需要の開拓を促進。
- ・小規模企業の政府調達参入を促進。

(3) 新事業展開や高付加価値化の支援

- ・需要に応じた新たな商品・サービスの開発等、新たなアイデア・技術の事業化等の取組や、第二創業などの挑戦的な取組を促進。

2. 新陳代謝の促進

(4) 起業・創業支援

- ・産業競争力強化法に基づく創業支援体制を整備し、女性・若者・シニア等の起業・創業を促進。
- ・中長期的な観点から、起業・創業を応援する社会づくり、起業・創業に関する教育や先輩経営者の実例を学ぶ機会の提供。

(5) 事業承継・円滑な事業廃止

- ・事業承継に関する制度の整備・活用、小規模企業と事業引継ぎを希望する者とのマッチングや人材育成を促進、新たな事業展開に挑戦する後継者への支援。
- ・小規模企業共済制度の整備・活用、経営者保証に関するガイドラインを踏まえた融資の促進、円滑な廃業・事業承継・再チャレンジに向けた環境整備。

(6) 人材の確保・育成

- ・中小企業大学校やインターネット等を活用し、小規模企業経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修を推進。
- ・小規模企業の魅力発信、女性・若者・シニア等多様な人材と小規模企業との相互的なマッチングに向けた環境整備。

3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

(7) 地域経済に波及効果のある事業の推進

- ・地域における魅力の面的・横断的な掘り起こし、創造及び地域内外への浸透、消費者ニーズも踏まえた地域全体の活性化。

(8) 地域のコミュニティを支える事業の推進

- ・小規模企業に加え、行政機関（都道府県・市区町村）、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等の既存の支援機関、認定支援機関、金融機関、農家、地場産業、旅館、NPO、医療機関、住民等の主体が一体となって地域全体で課題やニーズに対応し、コミュニティを支えるような取組を実施。

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

(9) 支援体制の整備

支援機関等

- ・支援機関等が支援目標の設定を行うことを推奨。支援機関全体のレベルアップ、各機関の緊密な連携を強化。
- ・高度で専門性の高い経営課題について、「よらず支援拠点」の知見を活用した支援及び独立行政法人中小企業基盤整備機構による各拠点への統括・サポート等を通じた支援体制の補強。

国・地方公共団体

- ・関係省庁が緊密に連携し、地方公共団体ともよく連携しながら、施策を効果的に展開。
- ・ミラサポの「施策マップ」に關係省庁及び都道府県・市区町村の施策情報を共有。

(10) 手続きの簡素化・施策情報の提供

- ・小規模企業の施策活用を促進するため、必要な手続き（申請や確定検査における書類等）の簡素化・合理化を推進。
- ・インターネット（動画含む）、マスメディア、地方公共団体及び支援機関の広報等の手法を活用し、分かりやすく積極的に情報を提供。

小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

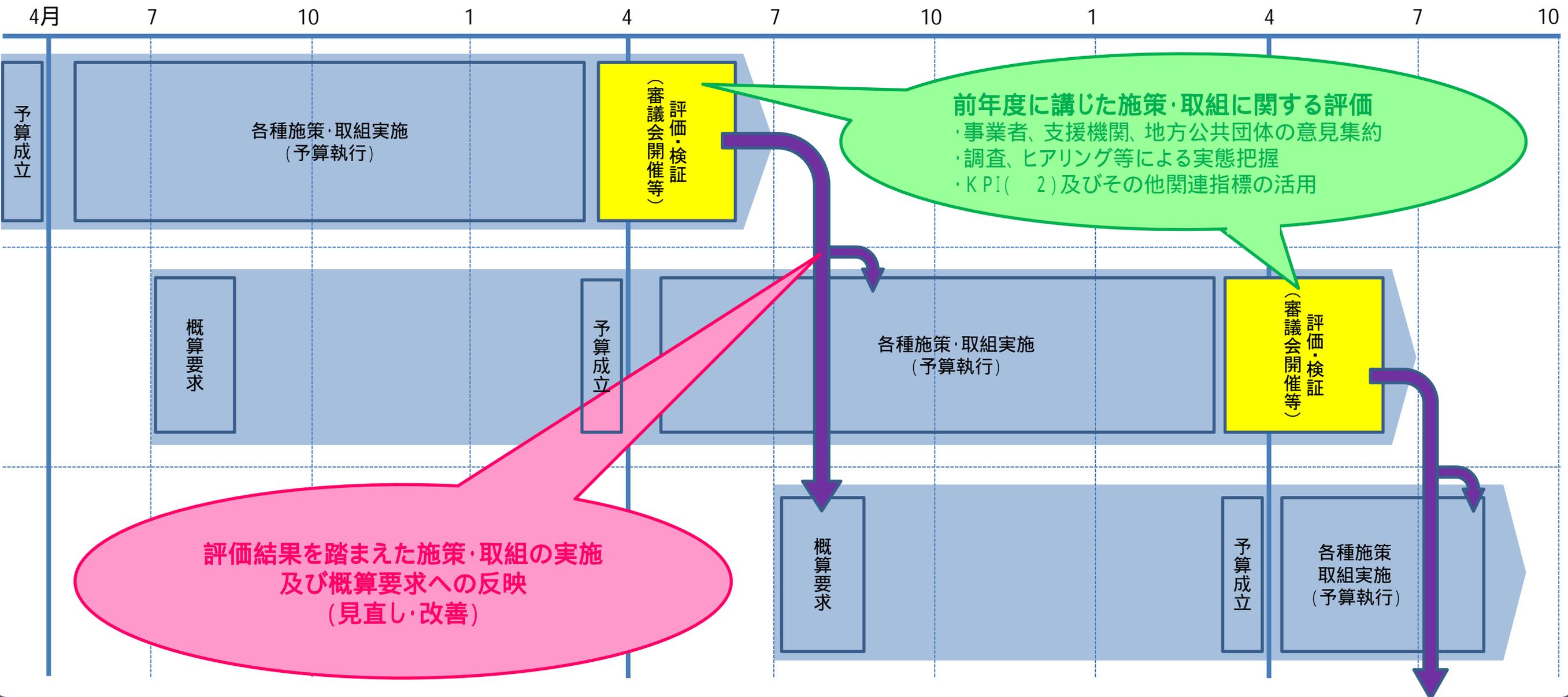
1. 小企業者等への配慮：小企業者の円滑かつ着実な事業運営のため、きめ細かな支援を行うべく、特段の配慮を払う。
2. 東日本大震災からの復興等に向けた施策：復興の段階に応じた支援の継続。被災地における地域経済全体の復興・再生を推進する。
3. 消費税転嫁はじめとした取引適正化への対応：小規模企業が最大限の能力を発揮できるよう、監視・取締り活動を厳正に進める。

基本計画に係る実施・達成状況評価の仕組み

1. 基本的な考え方

国、地方公共団体、支援機関及び小規模企業者が、それぞれの責務と役割を明確にし、相互連携・協力のもと、PDCAサイクル(1)の構築と実践を通じて基本計画を実効性のあるものとし、小規模企業振興を強力に推進する。

2. PDCAサイクルの流れ(イメージ)



(1) Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価・検証)、Action(見直し)を一連の過程(サイクル)として行うことで、施策や取組等を改善し、強化・拡充を図ること。
 (2)「日本再興戦略」において、政策群毎に達成すべき「成果目標」として示したもの。目標達成に必要な個別施策の方向性、手段、実施時期等を明示し、これを基準にレビューを行うこととしている。基本計画に関連するものとしては、2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万者から140万者に倍増、今後5年間で新たに1万者の海外展開を実現、開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開廃業率10%台を目指す、が掲げられる。

小規模事業者支援法の改正の概要

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律)

商工会・商工会議所による伴走型支援(第5条第1項)

・商工会・商工会議所が管内の小規模事業者の支援のために策定する経営発達支援計画を国が認定するスキームを新設

商工会・商工会議所

全国拠点数:2,193箇所
(商工会)1,679箇所
(商工会議所)514箇所

経営指導員数:7,655人
(商工会)4,236人
(商工会議所)3,419人

これまでは経営の
基盤である記帳指導、
税務指導が中心

新たに経営戦略に
踏み込んだ支援を
実施

経営の改善支援(記帳、税務等)

経営の発達支援(第5条)

経営状況の分析
(強み・弱みを知る)



市場調査支援
(潜在的顧客を探す)



計画策定・実施支援
(戦略を作り、実施する)



展示会等の開催
(新たな販路を見つける)



商工会・商工会議所の
支援事業の計画、

"経営発達支援計画"を認定

経済産業大臣

経営発達支援計画認定 今後のスケジュール（予定）

(1) 第1回認定スケジュール

平成27年1月13日～1月16日 (17時必着)	経済産業局への一次申請書提出期間
平成27年2月23日頃	一次申請審査結果連絡
平成27年3月2日～ 3月6日(17時必着)	経営発達支援計画申請書受付締切り(二次申請) <u>一次審査で認定が困難であるとされたものを除く</u>
平成27年3月下旬	第1回認定
認定後～	経営発達支援事業開始

(2) 第2回認定スケジュール

平成27年5月中旬	経済産業局への一次申請書提出期間(数日程度)
平成27年7月上旬	経営発達支援計画申請書受付締切り(二次申請) <u>一次審査で認定が困難であるとされたものを除く</u>
平成27年8月上旬	第2回認定
認定後～	経営発達支援事業開始

(3) 第3回認定スケジュール

平成27年10月下旬	経済産業局への一次申請書提出期間(数日程度)
平成28年1月下旬	経営発達支援計画申請書受付締切り(二次申請) <u>一次審査で認定が困難であるとされたものを除く</u>
平成28年2月下旬	第3回認定
認定後～	経営発達支援事業開始

申請件数の多寡等の事情により、本スケジュールは変更になる可能性があります。

2. 小規模事業者対策予算等について (平成26年度補正 / 平成27年度当初)

小規模事業者対策の強化について

小規模事業者対策予算を強化

- 平成26年度補正予算・平成27年度当初予算案 486億円(前年度比 約2倍)
- 柱となる小規模事業者持続化補助金を抜本強化 166億円(前年度比 約2.5倍)

平成26年度補正予算 362.7億円(平成25年度補正予算 188.6億円)

小規模事業者支援パッケージ事業【252.2億円】... P3
創業・第二創業促進補助金【50.4億円】... P5

中小企業・小規模事業者人材対策事業【60.1億円】... P4

平成27年度当初予算案 123.3億円(76.1億円)

小規模事業者対策推進事業【46.5億円(18.8億円)】... P6
中小企業・小規模事業者人材対策事業【10.0億円(新規)】... P9
中小企業連携組織対策推進事業【7.1億円(5.6億円)】... P11
小規模事業者等人材・支援人材育成事業【4.5億円(4.7億円)】... P13
地域課題解決ビジネス普及事業【0.6億円(新規)】... P15

小規模事業者経営改善資金融資事業等【40.0億円(40.0億円)】... P7~8
創業・第二創業促進補助金【7.6億円(新規)】... P10
下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金【5.0億円(新規)】... P12
小規模事業者統合データベース整備事業【2.0億円(新規)】... P14

小規模事業者向け金融支援を拡充

- 7,200万円までの高額な資金需要に対応する低利の新融資制度を創設

小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資) ... P7(再掲)

小規模事業者経営発達支援融資【新設】... P8(再掲)

小規模事業者に活用いただける税制を拡充

中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げ【拡充】... P16
商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長【延長】... P18

事業承継に係る贈与税の納税猶予制度の拡充【拡充】... P17
個人事業者に係る事業承継時の負担軽減措置等の検討【検討事項】... P19

小規模企業振興基本計画と小規模事業者対策予算の関係

平成26年度補正予算、平成27年度当初予算案において、小規模事業者対策の核となる「小規模事業支援パッケージ事業」、「小規模事業者対策推進事業」を抜本強化し、基本計画の4つの目標への対応を図る。

小規模事業者支援パッケージ事業【26FY補正252.2億円(前年度比約1.7倍)】、**小規模事業者対策推進事業**【27FY当初46.5億円(同約2.6倍)】

- ・ビジネスプランに基づき商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓を支援（小規模事業者持続化補助金）。複数事業者が連携した共同事業も支援する他、雇用増加や買物弱者対策に取り組む事業者を重点的に支援。
- ・物産展・商談会やアンテナショップ等、小規模事業者の既存の商圈を超えた広域の販路開拓を支援。
- ・地域の特色を活かした特産品開発・販路開拓や観光集客などの取組を支援。
- ・改正小規模支援法に基づき商工会・商工会議所が取り組む経営発達支援計画の策定や、当該計画に基づく伴走型の事業者支援を推進。

その他の主要な小規模事業者対策予算

1. 需要を見据えた経営の推進

小規模事業者経営改善資金融資事業等【27FY当初40.0億円】

- ・商工会・商工会議所等の経営指導を受けることで、その上で必要となる資金を無担保・無保証人・低利で融資。また、高額な資金需要に対応する低利の新融資制度を創設。

中小企業連携組織対策推進事業【27FY当初7.1億円】

下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業【27FY当初5.0億円】

3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

地域課題解決ビジネス普及事業【27FY当初0.6億円】

- ・介護、保育、教育などの地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する取組を支援。

2. 新陳代謝の促進

中小企業・小規模事業者人材対策事業【26FY補正60.1億円、27FY当初10.0億円】

- ・地域内外の多様な人材から地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着までの一貫した支援等を実施。

創業・第二創業促進補助金【26FY補正50.4億円、27FY当初7.6億円】

- ・創業者や、事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する第二創業者を支援。

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

小規模事業者等人材・支援人材育成事業【27FY当初4.5億円】

- ・経営指導員が小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行するための研修等を実施。

小規模事業者統合データベース整備事業【27FY当初2.0億円】

小規模事業者支援パッケージ事業

平成26年度補正予算額 **252.2億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、地域経済の安定と地域住民の生活の向上・交流の促進に寄与する極めて重要な存在です。
- 一方、小規模事業者は、資金や人材といった経営資源に大きな制約があることに加え、商圈や取り扱う商品・サービスが限定されており、人口減少による需要減少の影響を大きく受けています。
- そのため、商工会・商工会議所と小規模事業者が一体となって取り組む各種販路開拓を支援します。また、改正小規模事業者支援法に基づき商工会・商工会議所が新たに取り組む「経営発達支援計画」策定に向けた調査等を支援し、商工会・商工会議所の支援能力の向上を促進する等、小規模事業者の事業の持続的発展をパッケージで支援します。

成果目標

- 小規模事業者の事業の持続的発展を促進するため、小規模事業者持続化補助金により約30,000者の販路開拓、ビジネスプランに基づく経営の実現を図る等、小規模事業者の持続的発展を支援することで、地域経済の活性化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

小規模事業者持続的発展支援事業

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成する取組や、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援（小規模事業者持続化補助金）します。

また複数の事業者が連携した取り組みについても支援するとともに、雇用の増加や従業員の処遇改善の取り組みや、移動販売などによる買い物弱者対策に取り組む事業者については、より重点的に支援します。

< 小規模事業者持続化補助金 >

補助率：2/3

補助上限額：50万円、100万円（雇用対策、買い物弱者対策）、
500万円（複数の事業者が連携した共同事業）

広域型小規模事業者販路開拓支援事業

小規模事業者の既存の商圈を超えた広域の販路開拓を支援するため、物産展や商談会の開催、国内外のアンテナショップやインターネットによる販売支援等を実施します。

伴走型小規模事業者支援推進事業

改正小規模事業者支援法に基づき、商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の作成に当たって実施するマーケティング調査等の費用を支援します。

中小企業・小規模事業者人材対策事業

平成26年度補正予算額 **60.1億円**

経済産業政策局 産業人材政策室 03-3501-2259
製造産業局 参事官室 03-3501-1689
中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

事業の内容

事業目的・概要

- 経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者にとって人材確保は極めて難しい課題です。特に、大企業を中心に雇用が拡大する中で、少子高齢化や大都市への人口流出が進む地域の中小企業・小規模事業者では、人材確保はますます厳しくなっています。
- このため、本事業では、地域の事業者のニーズを把握した上で、大企業、地域の金融機関等と連携して、中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘し、紹介・定着まで一貫した支援を実施します。
- また、地域の中小企業・小規模事業者が集まり、単独では実施できない人材育成を共同で進めることを支援します。
- さらに、ものづくりの現場等で技術・技能を支える人材を確保するため、中核となる人材を育成するための研修等の費用を補助します。

成果目標

- 本事業への若者・女性・シニア等の多様な人材10万人程度の参加により、地域事業者の人材不足状況の可能な限りの低減、及び、将来的な各地域における取組の自立化を目指します。
- 60人程度の参加を得て、人材育成のモデル創出を目指します。
- ものづくり事業者100社以上において中核人材の技能向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援

<委託、補助・定額>

補助上限額は検討中

地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域事業者が即戦力として必要とする人材を発掘し、地域事業者への紹介・定着までを一貫支援します。また、人材を発掘し、地域事業者とのマッチングを行う民間企業等の能力向上を図ります。



2. 地域企業人材共同育成

<委託>

地域人材育成コーディネーターを中心に「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、複数の中小企業・小規模事業者間での出向や共同研修等の実証を行うことで、地域の企業における人材育成を促進します。

3. ものづくり中核人材育成

<補助・定額又は補助率2/3>

補助上限額 50万円/社

ものづくり中小企業・小規模事業者の現場で働く人材に対して講習等を行うことにより、ものづくり中小企業・小規模事業者の中核を担う人材の育成を支援します。

創業・第二創業促進補助金

平成26年度補正予算額 50.4億円

中小企業庁 創業・新事業促進課

03-3501-1767

中小企業庁 財務課

03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 地域活性化には、創業による新たなビジネスや雇用の創造、事業承継を契機とした第二創業を促進し、経済の新陳代謝を図る必要があります。
- そのため、新たに起業を目指す女性・若者等の創業者や、事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業を行う者に対して支援を行います。
- また、産業競争力強化法における創業支援事業計画の認定を受けた市区町村にて、創業する者に対しては、重点的に支援を行います。
- 加えて、産業競争力強化法における創業支援事業者（商工会・商工会議所や地域金融機関等）が認定創業支援事業計画に基づき行う創業者支援の取組に対して、支援を行います。

成果目標

- 事業終了5年後の事業継続率90%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 創業・第二創業を行う個人、中小企業・小規模事業者等
- 産業競争力強化法に基づく創業支援事業者



事業イメージ

創業者・第二創業者向け補助金

- 新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援します（補助上限200万円、補助率2/3）。

開業形態は、会社、個人、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人が対象となります。

- 事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して、人件費や設備費等（廃業登記や法手続費用、在庫処分費等廃業コストを含む）に要する費用の一部を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

開業形態は、会社、個人、特定非営利活動法人が対象となります。

創業支援事業者向け補助金

産業競争力強化法における創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業者支援の取組（創業者への継続的な経営指導やビジネススキルアップ研修、コワーキングスペース 運営事業等）に対して支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

オープンな職場を異なる職業や仕事を持った人が集まって共有すること。

小規模事業者対策推進事業

平成27年度予算案額 **46.5億円（18.8億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者にとって極めて身近な存在で、日々小規模事業者と向き合った経営指導を行っている商工会・商工会議所は小規模事業者の振興において重要な役割を担っています。
- 本事業は、商工会・商工会議所等の支援体制の確保や、地域資源を活用した地域経済活性化等の取組を支援するものです。
- また、改正小規模事業者支援法に基づき商工会・商工会議所が新たに取り組む「経営発達支援計画」策定に向けた調査等や、認定を受けた「経営発達支援計画」に基づく事業計画の策定・実施支援による伴走型の小規模事業者支援を推進します。

成果目標

- 平成14年度からの事業であり、平成27年度においては約200カ所の商工会・商工会議所等が実施する特産品開発・販路開拓等を支援するとともに、認定を受けた経営発達支援計画に基づく伴走型の小規模事業者支援の推進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援

商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査等の費用や、認定を受けた「経営発達支援計画」に基づく小規模事業者の事業計画の策定・実施支援による伴走型の小規模事業者支援を推進します。

地域一体となった事業展開推進

商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・販路開拓や観光集客の取組等、複数の事業者の売上増大につながる取組を支援します。

< 地域力活用新事業全国展開支援事業 >

調査研究事業（事業可能性調査(F/S)）
補助上限500万円、定額補助

本体事業（特産品開発、観光開発など）
1年目：補助上限800万円、補助率2/3
2年目：補助上限600万円、補助率1/2

商工会・商工会議所等の万全な支援体制確保

全国商工会連合会や日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）

平成27年度予算案額 39.8億円（40.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれています。
- 小規模事業者経営改善資金融資制度（通称：マル経）は、こうした状況にかんがみ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫（国民生活事業）が無担保・無保証人・低利で融資を行うものです。
- 本予算は、制度の円滑な運営を図るため、本来必要な金利と政策的に引き下げている金利の差分について、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

成果目標

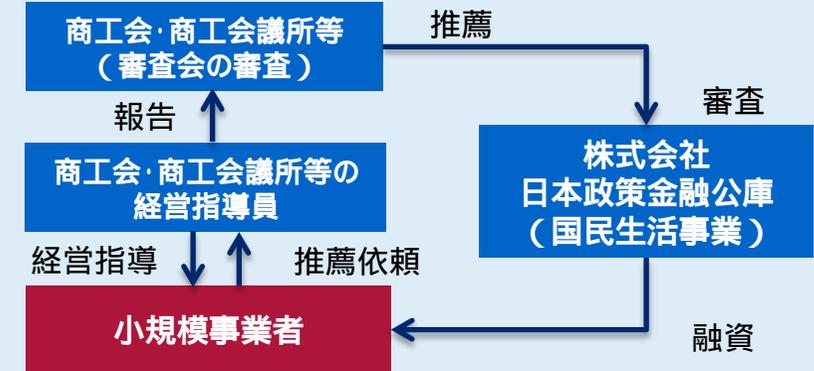
- 昭和48年度からの事業であり、着実な融資を実施し、小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

- 貸付限度額：2,000万円
1,500万円超の融資を受けるには、事業計画を作成する必要等あり。
 - 貸付金利：1.35%（平成26年12月10日現在）
金利は毎月変動します。
 - 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
 - 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
 - 担保等：無担保・無保証人
 - 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること。
- 注：東日本大震災の被災者に対し、別枠1,000万円（貸付後3年間に上記金利より更に0.9%の金利引き下げ）の措置あり。

小規模事業者経営発達支援融資事業

平成27年度予算案額 0.2億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者が持続的に事業を発展させていくためには、国内外の需要の動向や自らの強みを分析し、新たな需要を獲得するために事業を再構築していく必要がありますが、多くの事業者は、経営資源に制約があることから、単独で行うことは困難であり、小規模事業者に対する豊富な支援実績のある商工会・商工会議所が、地域の事業者を支援していくことが期待されています。
- このため、小規模事業者支援法を改正し、小規模事業者の「持続的な発展」を支援する「経営発達支援計画」を策定した場合に、経済産業大臣が認定する仕組みを導入しました。
- 小規模事業者経営発達支援融資制度は、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫（国民生活事業）が低利で融資を行うものです。
- 本予算は、制度の円滑な運営を図るため、本来必要な金利と政策的に引き下げている金利の差分について、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

成果目標

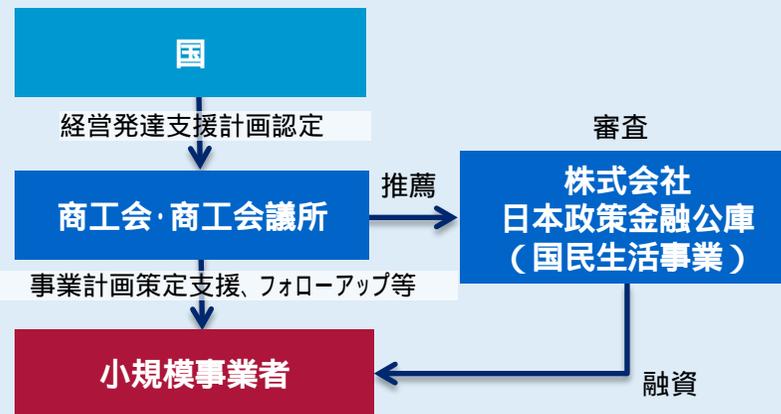
- 平成27年度からの事業であり、着実な融資を実施し、小規模事業者の持続的発展の促進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

- 貸付対象：経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から事業計画の策定・実施支援を受けて事業の持続的発展に取り組む、一定の雇用効果が認められる等、一定の要件を満たした小規模事業者
- 貸付限度額：7,200万円（国民）
- 貸付金利：特別利率1（基準金利から - 0.4%）
雇用の拡大を図る者については、上記から更に - 0.1%
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金2年以内
小企業者（従業員5人以下）については、設備資金3年以内
運転資金3年以内

中小企業・小規模事業者人材対策事業

平成27年度予算案額 10.0億円（新規）

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
製造産業局 参事官室
03-3501-1689

事業の内容

事業目的・概要

- 経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者にとって人材確保は極めて難しい課題です。特に、大企業を中心に雇用が拡大する中で、少子高齢化や大都市への人口流出が進む地域の中小企業・小規模事業者の人材確保はますます厳しくなっています。
- このため、地域事業者のニーズを把握した上で、大企業、地域の金融機関等と連携して、進学等でいったん地域を離れた若者等、地域の事業者が必要とする人材を、都市部で発掘し、紹介・定着まで一貫した支援を実施します。
- また、ものづくりの現場等を支える人材育成のため、生産性向上に資する指導者育成と製造現場への指導者派遣を支援します。

成果目標

平成27年度から平成31年度からの事業であり、

- 1. 本事業への都市部の若手人材等2千人程度（年間）の参加により、地域事業者の人材不足状況の可能な限りの低減、及び、各地域における取組の自立化を目指します。
- 2. 年10箇所のスクールで100名以上のカイゼン指導者の育成を支援し、カイゼン活動の全国展開を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 地域中小企業人材バンク事業

UIJターン人材拠点の整備<委託>

・地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、都市部の若手人材等を発掘し、地域事業者とのマッチングを行うUIJターン人材拠点を整備します（全国5箇所程度）。

地域中小企業・小規模事業者の人材確保等支援

<補助・定額>

補助上限額は検討中。

・都市部の拠点、関係機関と連携し、地域の中小企業・小規模事業者の魅力を発信するとともに、都市部で発掘したUIJターン人材の地域事業者への定着支援を実施します。

2. カイゼン指導者育成事業<補助・補助率2/3>

補助上限額は検討中。

カイゼン活動の指導者を育成するための研修を実施して製造現場等に派遣することにより、中小企業・小規模事業者のものづくり現場等を支える人材育成を支援します。

創業・第二創業促進補助金

平成27年度予算案額 7.6億円（新規）

中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 地域活性化には、創業による新たなビジネスや雇用の創造、事業承継を契機とした第二創業を促進し、経済の新陳代謝を図る必要があります。
- そのため、新たに起業を目指す女性・若者等の創業者や、事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して支援を行います。
- また、創業後の継続的な事業実施のため、創業支援体制が整っている産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村にて創業・第二創業を行う者を対象とします。

成果目標

- 平成27年から平成31年までの5年間の事業であり、事業終了後5年経過時の事業継続率90%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 創業支援事業計画の認定を受けた市区町村にて創業・第二創業を行う個人、中小企業・小規模事業者等



事業イメージ

- 新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援します（補助上限200万円、補助率2/3）。
開業形態は、会社、個人、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人が対象となります。
- 事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して、人件費や設備費等（廃業登記や法手続費用、在庫処分費等廃業コストを含む）に要する費用の一部を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。
開業形態は、会社、個人、特定非営利活動法人が対象となります。

事例

- NICU（新生児集中治療室）を退院した赤ちゃんや在宅ケアが必要な小児を対象に、小児看護の経験豊富な看護師による訪問看護を通して、専門性の高い医療ケアの指導や育児相談、清潔ケアなど家族の日常生活を支援。
- 先代社長が過剰投資により経営が悪化、加えて、鶏卵業の不振により、経営破綻の危機に。しかし、事業承継を機に鶏卵販売業からの撤退（設備廃棄、再生コンサルへの依頼等）し、雇用維持の観点から、既存ノウハウを活かし、他食品の卸売・物流業に集約し、経営再建に成功。

中小企業連携組織対策推進事業

平成27年度予算案額 7.1億円（5.6億円）

事業の内容

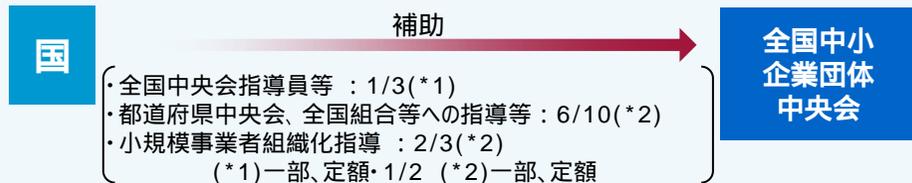
事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等への支援を行います。
- 具体的には、全国中小企業団体中央会に対し、中小企業・小規模事業者に対する組合設立指導並びに組合に対する運営指導等を行う経費を補助します。
- また、効果的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、事業に係る経費の助成等を行います。（中小企業活路開拓調査・実現化事業）

成果目標

- 平成12年度からの事業であり、平成27年度は、中小企業活路開拓調査・実現化事業では、新たな活路の開拓、単独では解決困難な問題の改善等に取り組む組合等を80程度支援することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



【中小企業活路開拓調査・実現化事業】



【外国人技能実習制度適性化事業】



事業イメージ

中小企業活路開拓調査・実現化事業取組事例

熊本・防水塗装組合



【規模】組合員数74名

【手法】省エネルギーへの関心が高まる中、戸建て向け遮熱塗料の開発と組合員企業の営業力強化を図り、ゼネコンからの発注に頼らない元受受注体制の確立を目指す。

【成果】太陽熱を反射し、室内の温度抑制・節電対策に有効な塗料の開発に成功。組合ブランド塗料として共同販売。組合が受注した戸建件数は取組前の2年前と比べて3.8倍となった。

高知・木材加工組合



【規模】組合員数6名

【手法】原木仕入状況、製材加工状況、出荷状況、売上・顧客情報等を管理・共有するWEB製材管理システムを構築。

【成果】組合員企業と密な連携、適切な在庫管理・生産管理、モバイル端末からのリアルタイムでの在庫確認等が可能となり、受注量による価格設定など戦略的な営業展開が可能となり、共同販売事業利益が前年比1.3%増。

外国人技能実習制度適性化事業

1. 受入事業を行う組合（監理団体）に対する適正化指導事業
2. 組合間の情報連携の他、各管理団体に対する適性化に向けた講習会等の開催事業
3. 適切な指導を行うためのマニュアル作成事業

下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

平成27年度予算案額 5.0億円（7.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 新興国企業とのコスト競争などを背景として、親事業者の生産拠点の海外移転等が進み、製造・サービス業の下請事業者の受注が減少する等、下請中小企業・小規模事業者は厳しい状況に直面しています。
- こうした中、下請中小企業・小規模事業者が連携グループを構築し、切磋琢磨しつつ能力を高めあい、互いの経営資源を有効活用することで、個社の活動では持ち得なかった企画・提案力やマネジメント力等を獲得し、新たな成長分野に参入している事例があります。
- こうした取組を一層推進すべく、やる気と能力のある中小企業・小規模事業者間の有機的な連携促進等、下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組を支援します。

成果目標

- 本事業は、平成25年度からの事業であり、取引先の拡大が図られる下請小規模事業者等の数を平成29年度までに180者以上とすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



補助
(2/3)

下請中小企業・
小規模事業者等

事業イメージ

下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

親事業者の生産拠点が閉鎖された、または閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等の費用を補助します。

（補助上限500万円、補助率2/3）

下請中小企業自立化基盤構築事業

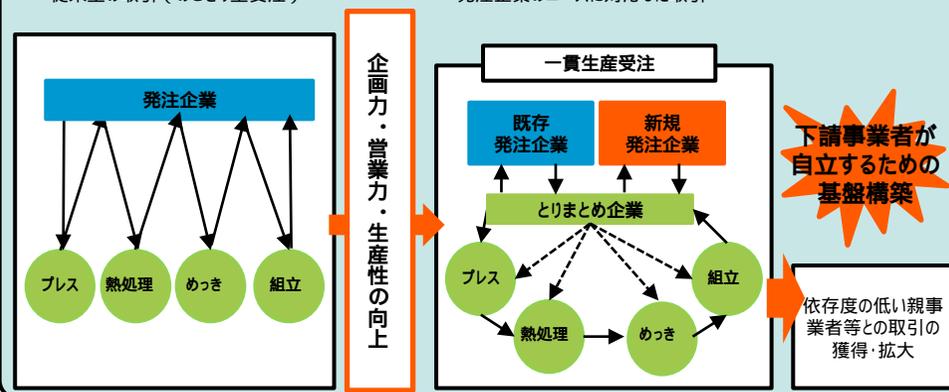
下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、連携グループがメンバー相互の経営資源を活用して行う自立化に向けた取組に対し、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展等の費用を補助します。

（補助上限2,000万円、補助率2/3）

< 下請中小企業自立化基盤構築事業のイメージ >

従来型の取引（のこぎり型受注）

発注企業のニーズに対応した取引



小規模事業者等人材・支援人材育成事業

平成27年度予算案額 4.5億円（4.7億円）

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

商務情報政策局 サービス政策課
03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者等は、国内需要の減少や大企業等の取引先の海外移転など、国内の取引構造の変化に伴って厳しい経営環境におかれています。
- 特に、小規模事業者はその規模の小ささ故に、資金や人材、経営のノウハウなどの経営資源に制約があること等により、経営環境の変化についていけず、企業数、雇用者数ともに減少傾向にあります。さらに、中小企業・個人経営比率が高いサービス産業の生産性の低さが問題となっています。
- こうした中、小規模サービス業等の活性化を担う人材の育成や、小規模事業者や支援人材（商工会・商工会議所）の育成を通じて、小規模事業者の活性化を図ります。

成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、中小サービス業における次世代の経営人材等を500人以上育成するとともに、全国約7,700人の経営指導員等の資質の向上を通じた万全な小規模事業者の支援体制の構築を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

・小規模事業者等人材育成事業 （中小サービス業中核人材の育成支援事業）

- 民間団体等が、次世代の経営人材を育成したい中小サービス事業者や地域のサービス産業活性化を担う人材を、優れた取組を行う企業（異業種も含む）や成功地域とマッチングし、インターンシップを組成します。このインターンシップにより、研修者に実体験を通じた理解を促します。こうしたマッチングやインターンシップにかかる費用を補助します。

< 研修内容のイメージ >

次世代経営人材育成

地域コーディネーター人材

マッチング

座学研修

現地研修

成果報告

・小規模事業者支援人材育成事業 （経営指導員研修）

- 小規模事業者を支援する経営指導員等が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修を行うとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供を行います。

< 研修内容のイメージ >

個者支援型研修：経営指導員等の心構えや知識等に加え小規模事業者の持続的発展やライフサイクル全般の支援スキルを修得する。

地域支援型研修：経営指導員等の心構えや知識等に加え地域全体を活性化する仕組み作りのスキルを修得する。

見習研修：若手経営指導員等を対象に先進的な支援機関で修行することで、将来商工会・商工会議所の中核となる人材を育成する。

小規模事業者統合データベース整備事業

平成27年度予算案額 2.0億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模企業振興基本法をより実効性のあるものとするためには、施策を小規模事業者にきめ細かく届けていくことが重要な課題の一つです。
- そのため、個別の小規模事業者の経営課題にきめ細かく応じ、幅広い支援情報の提供を行える支援体制の整備を行ってまいります。
- 具体的には、中小企業基盤整備機構に整備した統合データベースに、支援機関等が保有する情報を統合し、その分析を通じて、小規模事業者の経営課題に応じた支援施策の検討や支援情報の提供を行うための体制を整備してまいります。

成果目標

- 平成27年度から平成28年度までの2年間の事業であり、約66万者の小規模事業者の情報を集約・統合したデータベースの整備を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 中小企業基盤整備機構がシステムを整備・運営します。
- 商工会等の支援機関の経営指導員等が経営指導等で得た情報を同システムに集約・統合します。
- 中小企業基盤整備機構は集まった情報を分析して、小規模事業者の経営課題に応じた支援施策の検討や支援機関等に対する情報提供を実施します。

< 統合データベースに集約する情報と活用方法のイメージ >

	集約する情報	共有の範囲	活用方法
基礎情報	・企業名 ・代表者名 ・所在地 ・連絡先	支援機関全体で共有	・顧客の把握
企業情報	・資本金 ・従業員数 ・業種 ・業態	公的支援機関で共有	・関連する支援情報の提供 ・補助金等の申請書類の簡素化 ・企業間取引等での実在証明
経営情報	・売上高 ・経常利益 ・主力商品 ・主要取引先 ・保有資格	商工会等が必要に応じて共有	・地区内外のネットワーク分析 ・企業や地区の強みの抽出 ・経営資源のマッチング支援

地域課題解決ビジネス普及事業

平成27年度予算案額 0.6億円（新規）

中小企業庁 企画課
03-3501-1765
中小企業庁 金融課
03-3501-172876

事業の内容

事業目的・概要

- 少子高齢化・人口減少と自治体の財政難に伴い、地域経済が縮小し担い手も減少する中、介護、保育、教育といった分野を中心に、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する中小企業やNPO法人等が現れ、地域の新たな需要・雇用を創出し、地域の活性化に貢献している。
- こうした事業者が行うビジネスモデルは、利益ではなく課題の解決を優先としているため、通常のビジネスと事業性が異なり、その事業性の評価手法、支援ノウハウ、関係者の連携体制は十分確立されていない。
- このため、こうした事業者の取組を支援し、地域の新たな需要・雇用の創出による地域の活性化を促進していくため、必要な環境整備を図るものとする。

成果目標

- 平成27年度からの事業であり、ビジネスモデルの評価手法及び融資・支援のガイドラインを作成し、成功モデルの横展開を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

ガイドライン策定事業

- 地域の課題をビジネスの手法により解決するビジネスモデルは、通常のビジネスと異なり先進的な取組であることから、一部の金融機関・支援機関にしか十分な知見が蓄積されておらず、融資や支援が得られにくい。
- そのため、アンケート調査及び有識者等による委員会を通して、ビジネスモデルの評価手法及び融資・支援のガイドラインを作成。

ガイドライン普及啓発・成功モデル展開事業

- 作成した評価手法及びガイドラインの普及啓発を図るため、フォーラムを全国9ブロックで開催。
- それに合わせて、専門的な中間支援組織（プロボノ・ファンドレイザー・ネットワーク構築支援等）が一同に会する場を設け、金融機関・中間支援組織・事業者の連携を促す機会を提供。
- また、成功モデルを他地域に展開するため、全国9ブロックにおける成功モデルの普及講座（中間支援組織の活用講座を含む）を実施し、講座受講者の中から創業の希望者又は事業化を希望する事業者と、ビジネスモデルを提供したい事業者を募りマッチングすることで、成功モデルの横展開を図る。

中小企業者等に係る軽減税率の維持、中小法人への外形拡大の阻止 (法人税・法人住民税・事業税)

今後のローカルアベノミクスの主役である、地域経済を支える中小法人については、法人税率を15%に軽減する措置の適用期限を2年延長。
平成27年度税制改正において、中小法人への外形標準課税の導入は阻止。

< 中小法人に係る法人税率 >

改正概要 【適用期間：2年間(平成28年度末まで)】

中小企業の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている。
当該税率は、平成26年度末まで15%に軽減されており(租税特別措置)、
平成28年度末まで、適用期限を2年延長する。

【平成27年度】

対象	法人税法における税率(本則)		租税特別措置法 における軽減税率
	所得区分	税率	
中小企業 (資本金1億円以下の法人)	年800万円以下の所得金額	19%	15%
	年800万円超の所得金額	23.9%	-
大企業 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.9%	-

< 中小法人に係る外形標準課税 >

平成27年度税制改正において、中小法人への外形標準課税の導入は阻止。

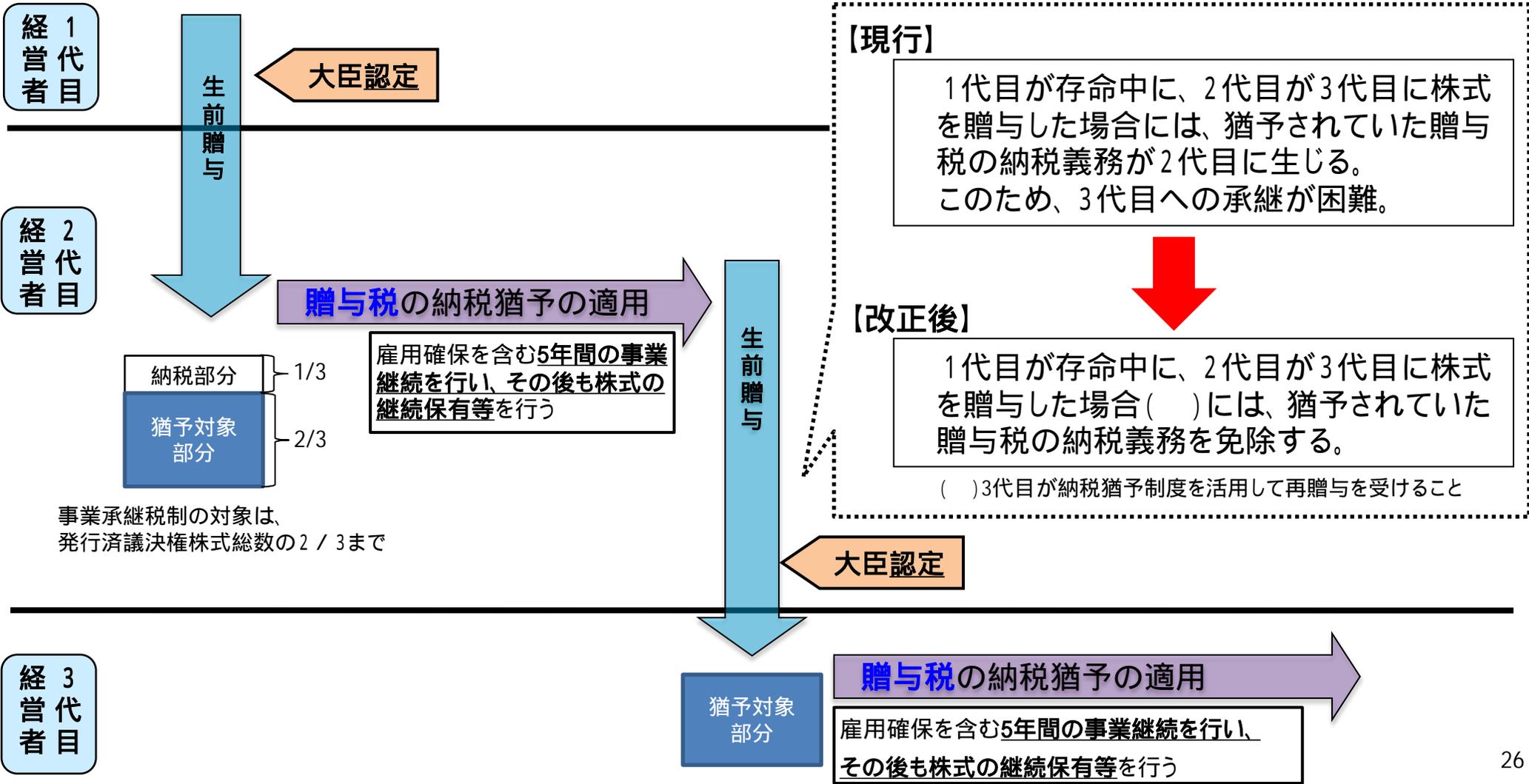
平成27年度税制改正大綱

外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

経営者の高齢化が進む中、中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、事業承継税制を拡充する。

改正概要

贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、3代目に対する再贈与を行う場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、本税制を拡充する。



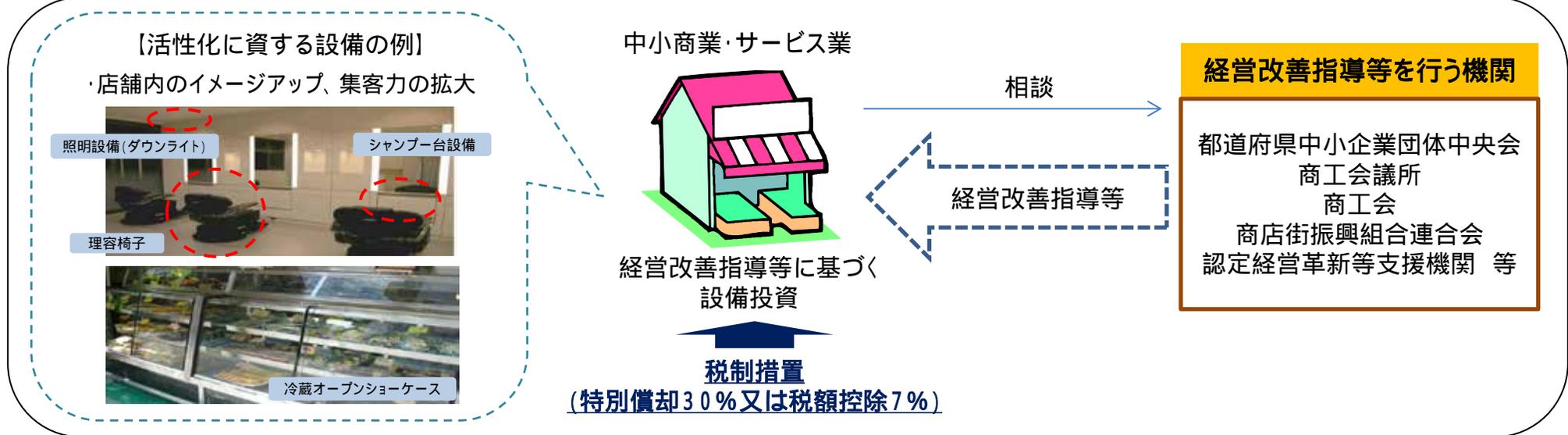
平成29年4月に予定されている消費税率の再引上げに備えるべく、商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置を、所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

改正概要 【適用期間: 2年間(平成28年度末まで)】

本税制は商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備(1)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(2)ができるものであり、その適用期限を2年延長する。

- (1) 経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備をいう。
 - 1台30万円以上の器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等)
 - 1台60万円以上の建物附属設備(空調施設、店舗内装等)
- (2) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業者等に限る。

【本税制のイメージ図】



* 本税制の対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、また、一部の対象設備については、消費税率引上げ対策と関係がないものを除外するなど、所要の見直しを行う。

個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置等の検討

個人事業者の事業承継等に係る税制上の措置については、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

我が国における規模・形態別の事業者数

	事業者数	割合
個人事業者	2,175,262	56.3%
小規模企業	1,277,893	33.1%
中規模企業	400,056	10.4%
大企業	10,319	0.3%

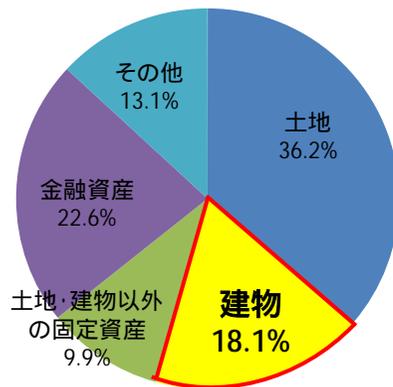
(出典)総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」再編加工
 (備考)非一次産業の企業ベースで集計。中小企業については、中小企業基本法の定義に照らして、「小規模企業」(製造業その他の業種は従業員20人以下、商業・サービス業は従業員5人以下)と、小規模企業以外を「中規模企業」と区分して集計。

個人事業者が雇用している割合

	三大都市圏	三大都市圏以外
常時雇用	5.8%	11.1%
従業員全体	9.9%	19.0%

(出典)平成24年度経済センサス活動調査
 (備考)三大都市圏:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県

純資産4,800万円()超の個人事業者が所有する事業用資産の構成



()4,800万円:
 相続人が3人(妻と子供2人)と仮定した場合の相続税の基礎控除額 (H27年1月~)

(出典)中小企業庁委託調査「個人事業主が所有する事業用資産及び事業承継に関するアンケート調査」(2014年7月) 株式会社帝国データバンク 再編加工

個人事業者の例

A事業者(製麺所):

7人の従業員を抱え、茨城県で事業を展開。製麺機、ボイル機、工場等の設備を保有。

B事業者(畳業):

3人の従業員を抱え、長崎県で事業を展開。畳張り替え用機械、工場等の設備を保有。

平成27年度税制改正大綱

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。